

2. 研究大会報告公募に関する審査規程

第1条 目的

研究大会で公募する報告に関する審査手続を明確にするため、この規程を定める。

第2条 報告の種類と審査対象

この規程にもとづく審査の対象は、個別報告公募およびパネル公募とする。

第3条 応募の審査

- (1) 前条に掲げる審査は、レフェリーによる審査をもって行い、その審査結果に基づき、研究企画委員会が報告の採否を決定する。
- (2) レフェリーによる審査のために、研究大会報告公募に関するレフェリー制運用細則を別に定める。

第4条 改正

- (1) この規程の改正については、研究企画委員会が審議し、決定する。
- (2) 改正された規程の発効については、理事会の承認を要する。

附則

この規程は、2025年3月1日から施行する。